

令和7年度第6回 府中市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和7年9月25日(木)午前9時28分から午前10時18分

2. 開催場所 府中市役所 3階 302・303会議室

3. 出席委員 11人

1番	秋山 剛	2番	坂永年弘	3番	野津田はるみ
5番	小森山仁司	7番	木戸安江	8番	末宗龍司
9番	古城竹吉	10番	竹内茂樹	11番	小寺 旭

推1番	居神友久	推2番	上岡稔弘	推3番	上門三義
推4番	濱保敬志	推5番	向田定男	推7番	大野 宏
推9番	井上安人	推12番	檜崎 登		

4. 欠席委員 4番 田中智久 6番 瀬尾 毅

5. 傍聴人 なし

6. 議事日程

第1 開会あいさつ

第2 議事録署名人の指名

第3 協議事項

議案第15号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第16号 農地利用集積等促進計画案に関する意見について（中間管理権の設定）

議案第17号 農地法第5条の規定による許可申請について

第4 報告事項

報告第9号 農地法第4条の規定による届出について

報告第10号 農地法第18条の規定による届出について

第5 その他

(1) 10月の総会の日程について

7. 農業委員会事務局職員

農業委員会事務局長 田原 慎吾

農地係係長 皿海 真二

農地係主事 上藤 匠馬

会計年度任用職員 加茂 久美

8. 会議の概要

【事務局長】定刻になりましたので、これより令和7年度第6回農業委員会総会を開催します。まずは会長より挨拶をお願いします。

【議長】（会長挨拶）

本日の欠席委員は、4番 田中委員、6番 瀬尾委員です。定数に達しておりますので、令和7年度第6回農業委員会総会をこれより開催します。本日の議事日程

はあらかじめお手元にお配りしておりますとおりです。なお、携帯電話につきましては、マナーモードか電源をお切りください。

【議長】 それでは、日程第2 議事録署名委員の指名を行います。本総会の会議録署名委員は、会議規則第18条第2項の規定により、5番 小森山委員、7番 木戸委員を指名します。よろしくお願いします。

【議長】 それでは、日程第3 協議事項に入ります。なお、発言に当たっては、挙手のうえ、議長の指名を受けてからお願いします。

議案第15号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局から説明してください。

【事務局（上藤）】（議案第15号を説明）

【議長】 それでは、担当委員の補足説明をお願いします。番号1から番号2を濱保委員をお願いします。

【推4番 濱保委員】 番号1については、9月18日に末宗委員と現地確認を行いました。現地は、国道432号線から県道矢多田阿字線を阿字方面へ約2km進んだ県道沿いに位置しています。譲渡人は亡くなられており、相続放棄されたため財産清算人が選任されており、17日に清算人とも状況確認を行いました。

今回の対象地は圃場整備事業がなされており、一枚の水田の半分に当たります。残り半分についても、譲受人が所有しており、草刈や水管理をされています。今回の対象地と合わせて耕作されるとのことで問題ないと思われます。

番号2については、9月24日に木戸委員と譲受人の3名で現地確認を行いました。譲渡人は、別の場所に居住しているとのことで、この地域に居住することが今後もないことから、経営拡大をされる譲受人へ住宅及び農地を渡されるとのことです。農地については、少しずつ整備を行い、畑や樹園地として利用されるそうで問題ないと思われます。以上です。

【議長】 続いて、番号3を加納委員ですが欠席のため、事務局が原稿を預かっておりますので読み上げます。

【事務局（上藤）】 9月19日に竹内委員、代理人の3名で現地確認を行いました。譲渡人は市外へ居住しており、耕作管理が困難であることから、申請地の近くに居住している譲受人へ渡されるとのことです。管理も容易であることから問題ないと思われます。以上です。

【議長】 ただ今の事務局並びに担当委員の説明に、ご質疑はございませんか。

（質疑なし）

【議長】 質疑なしと認めます。 それでは、議案第15号は許可妥当とすることに、ご異議

ありませんか。

(異議なし)

【議長】異議なしと認めます。それでは、議案第 15 号は提案どおり許可妥当とします。

【議長】続いて、議案第 16 号 農地利用集積等促進計画案に関する意見について、事務局から説明してください。

【事務局（上藤）】（議案第 16 号を説明）

【議長】それでは、担当委員の補足説明をお願いします。番号 1 から番号 44 を末宗委員をお願いします。

【農 8 番 末宗委員】以前までは、賃貸借契約で利用権を設定していたところですが、今回の申請で使用貸借契約に変更するものとなります。引き続き耕作管理は行っていくますので問題ないと思われます。

【議長】ただ今説明のありました議案について、審議していただきますが、農業委員会等に関する法律第 3 1 条で「農業委員会の委員は自己等の関する事項については、その審議に参加することが出来ない。」とあります。議案第 16 号は末宗委員に関する事案ですので、議事に参与できません。末宗委員は暫時退席をお願いします。

(末宗委員 退席)

【議長】先程の事務局並びに担当委員の説明に、ご質疑はございませんか。

(質疑なし)

【議長】質疑なしと認めます。それでは、議案第 16 号は提案どおり承認することに、ご異議はありませんか。

(異議なし)

【議長】異議なしと認めます。それでは、議案第 16 号は提案どおり異議なしとします。

(末宗委員 入室)

【議長】議事を再開します。

【議長】続いて、議案第 17 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について、事務局から説明してください。

【事務局（上藤）】（議案第 17 号説明）

【議長】それでは、担当委員の補足説明をお願いします。番号 1 から番号 2 を上門委員をお願いします。

【推3番 上門委員】9月23日に古城委員と譲受人の3名で現地確認を行いました。

番号1については、吉野郵便局から上下方面へ約20m進んだ場所に位置しています。譲渡人が県外に在住しており、土地の管理は地元の方がされておりました。長年耕作者を探されており中々見つからず、今回、太陽光発電施設用地として譲受人から話があり、今後の管理等を考慮し受けられたとのこと。周辺の農地はなく、影響もないことから問題ないと思われます。

番号2については、酪農協同組合東部事業所に隣接している場所になります。現況は、譲渡人は耕作管理が困難であり農業後継者もいないことから、荒廃状態となっておりました。今回、太陽光発電施設用地として土地を有効活用するため譲受人と話がまとまったとのこと。周辺の農地にも支障はなく問題ないと思われます。よろしくお願いします。

【議長】続いて、番号3を井上委員お願いします。

【推9番 井上委員】9月17日に大野委員と現地確認を行いました。譲渡人は高齢で耕作管理が困難であることから、約2年前から草刈の管理等をお願いしている譲受人へ渡されるとのことです。駐車場として有効活用されるとのことで問題ないと思われます。以上です。

【議長】ただ今の事務局並びに担当委員の説明に、ご質疑はございませんか。

(質疑なし)

【議長】質疑なしと認めます。それでは、議案第17号は提案どおり許可妥当の意見とすることにご異議はございませんか。

(異議なし)

【議長】異議なしと認めます。それでは、議案第17号は提案どおり許可妥当の意見とします。

【議長】続いて、日程第4 報告事項に入ります。報告第9号 農地法第4条届出及び第10号 農地法第18条届出について、一括して事務局から報告してください。

【事務局（上藤）】（報告第9号及び第10号 報告）

【議長】ただ今の事務局の報告について、ご質疑はございませんか。

(質疑なし)

【議長】質疑なしと認めます。これをもって本日の議事については終了とします。

【議長】続いて日程第5 その他に入ります。来月の農業委員会の日程についてですが、10月27日（月）午前9時30分から、会場は上下町民会館 2階 会議室で決めたいと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

【議長】 それでは、次回は10月27日（月）午前9時30分から、会場は上下町民会館 2階 会議室と決めさせていただきます。これをもちまして、本日の総会の議事日程のすべてを終了しました。ご苦労様でした。

令和7年9月25日

議長（会長）

以上の議事の内容及び結果について、事実と相違ないことを証するため、議事録署名人は次に署名押印する。

議事録署名人

議事録署名人